

宮労発基 0518 第 1 号
令和 4 年 5 月 18 日

建設業労働災害防止協会宮城県支部 支部長 殿

宮城労働局長

建設現場における火災による労働災害防止について

平素から、労働行政の推進に格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにご承知のことと存じますが、5月15日に仙台駅前近辺で施工中のビル解体工事現場において火災が発生しました。幸い人的被害はありませんでしたが、現場が一時騒然としたことなどが報道されたところです。

詳細は、現在、所轄労働基準監督署において調査を行っているところですが、これまでに、鉄骨梁のガス溶断を行っていた際に断熱材としてデッキプレートに吹き付けたウレタン材に引火したことが明らかになっています。

建設現場における鋼材等の溶断作業中に火花が断熱材に引火した事例はこれまでも発生しており、大きな被害が発生することも懸念されます。

つきましては、類似の火災による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、会員事業場に周知いただくとともに、対策の徹底を図られるようお願いいたします。

記

1 調査、確認

元方事業者は、新築工事にあつては、可燃性の断熱材（以下「断熱材」という）の施工計画の有無、既存建築物の解体工事等にあつては、断熱材の使用の有無に係る確認を行い、当該作業がある場合には断熱材の種類、特性等について調査をすること。

2 施工計画、作業手順の作成等

元方事業者は、断熱材のある場所において火気を使用しない工事計画を策定すること。

また、既存建築物の解体工事等でやむを得ず断熱材の施工されている場所で火気を使用する作業を行う場合は、予め当該断熱材を除去することや火気管理を含む作業計

画を策定すること。

作業を行う事業者は、作業手順書の作成及び元方事業者との調整を行うこと。

3 表示

断熱材の使用場所であること及び火気厳禁の表示を行うこと。断熱材の保管場所（仮置き場所を含む）についても同様であること。

4 防火対策

火気作業を行う事業者は、断熱材に対する不燃性シート等による遮蔽の実施、消火のための器具の配置等を行うこと。

5 整理整頓

作業場所の整理整頓を行い、断熱材等を放置しないこと。

6 緊急時の措置

元方事業者は、火災発生等の緊急時の連絡方法、避難方法等についてあらかじめ定め関係事業者にも周知するとともに、訓練を実施するなど、緊急時に備え万全の対策を講ずること。